

東大阪市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定に関する専決事項報告の件

別紙のとおり専決処分したので報告する。

令和8年6月11日提出

東大阪市長 野田 義和

東大阪市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件

東大阪市国民健康保険条例の一部を改正する条例を設ける必要があるので、別紙のとおり専決処分する。

令和8年3月31日

東大阪市長 野田 義和

東大阪市国民健康保険条例の一部を改正する条例

東大阪市国民健康保険条例（昭和 4 2 年東大阪市条例第 9 8 号）の一部を次のように改正する。

附則第 7 条中「被保険者均等割額」の次に「、1 8 歳以上被保険者均等割額」を加える。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

東大阪市国民健康保険条例新旧対照表

新	旧
<p>附 則</p> <p>(被扶養者であった被保険者に係る保険料の減免の特例)</p> <p>第7条 令和2年度分以後の保険料に係る第22条第2号の規定の適用については、当分の間、同号中「資格取得日」とあるのは、「被保険者均等割額、<u>18歳以上被保険者均等割額</u>及び世帯別平等割額に係る減免については、資格取得日」とする。</p>	<p>附 則</p> <p>(被扶養者であった被保険者に係る保険料の減免の特例)</p> <p>第7条 令和2年度分以後の保険料に係る第22条第2号の規定の適用については、当分の間、同号中「資格取得日」とあるのは、「被保険者均等割額及び世帯別平等割額に係る減免については、資格取得日」とする。</p>